

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎ 0573-323-36



消費生活センターキャラクター
正義の味方、ひっかからないカモ

生命保険の

保険金請求漏れにご注意を

保険は受け取るときを
イメージして契約

死亡保険にも生前給付がある

生命保険の加入を検討するときに
は、どのような保険があるのか、ど
うな状態になったときに保険金
を受け取れるのかをイメージしてみ
てください。複雑すぎてイメージで
きないものは、いざというときに請
求漏れの可能性があります。理解で
きるシンプルなものから検討しまし
ょ。

最もシンプルな掛け捨ての定期保
険（注1）を考えてみましょう。保
険金額が1,000万円とすると、
被保険者の死亡時には受取人に1,
000万円が支払われます。死亡保
険の場合、支払い条件は「死亡し
たとき」ですから、請求漏れの可能
性は低いと思われます。

また、死亡保障のある保険には
「リビング・ニーズ特約」が付いて
いるケースが多くあります。これは、
余命6カ月以内と医師に診断された
ときに、死亡保険金を所定の範囲
(注3)で死亡前に受け取れる特約
です。受け取った保険金は、終末期
の医療費や介護費などに使ったり、
家族などの旅行費用に使える場合
もあります。リビング・ニーズ特約
は保険料がかからないので忘れられ
がちですが、しっかりと意識してお
きたいものです。

被保険者本人が 受け取れないときは

高度障害保険金やリビング・ニー
ズ特約保険金の受取人は被保険者で
すが、自ら請求手続きができない状
況になる場合も考えられます。その
ようなときに備えて、あらかじめ指
定代理請求人（注4）を指定してお
くと手続きがスムーズです。

ただし、指定代理請求人を指定し
ていても、指定されていることを本
人が知らないと、請求されないまま
になってしまふ可能性があります。

死亡保険金受取人や指定代理請求人
に契約の存在を伝えておきましょう。

契約後のメンテナンスを 怠らない

転居や離死別など、契約後にはさ
まざまな変化が訪れます。住所変更
や保険金受取人の変更などを忘れず
に行ってください。前述の指定代理

請求人も、契約時には請求人の対象
だった人が、その後、対象から外れ
ることもあります。そのときは指定
代理請求人を変更する必要がありま
す。

長期にわたる契約の注意点

終身保険のような長期にわたる契
約の場合、死亡保険金受取人や指定
代理請求人に指定する人が誰もいな
いというケースが出てきます。また、
在を忘れてしまうこともあるでしょ
う。保険としての役割が果たせない
と思えば、判断能力のあるうちに解
約することも選択肢の一つです。

(注1) 10年、20年など、所定の

保険期間中に死亡した場
合に、死亡保険金を受け

取る、掛け捨てタイプの
保険

(注2) 両目の視力や言語または
そしゃくの機能、四肢な
どを失った場合など（約

款の定めによる）

(注3) 死亡保険金を限度に、上
限を3,000万円とす

るのが一般的

(注4) 被保険者の戸籍上の配偶
者、直系血族、同居また
は生計を一にしている3
親等内の親族など、保険
会社が定めた対象範囲の
中で指定